

令和4年〇月〇日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会

会長 山沖 義和

行財政改革に関する第四次答申（案）

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

本年3月25日には、諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」のうち「北アルプス展望美術館」に関する第三次答申を提出したところですが、引き続き「公共施設の管理運営の改善」に関して審議を進めて参りました。

今後も少子高齢化が進展する一方、公共施設・インフラの老朽化等に対応した財政需要の増加が見込まれることを踏まえ、池田町に散在する公共施設全体について、身の丈に合った規模とするとともに各施設間の連携を一層図るため、それらの役割や必要性を十分に吟味し、有機的に活用を図るグランドビジョン（将来構想）を検討する必要があります。

なお、池田町による公共施設の管理運営については、「Ⅰ．公共施設全般に係る課題と対応策」と「Ⅱ．個別施設に係る課題と対応策」に分けて答申することとし、特に後者については、その問題点を提示していることから、その意味を十分に踏まえ、答申に盛り込まれた対応策を実施する必要があります。

このような考え方のもと、本答申を下記の通りまとめましたので、適切に対応されるよう要望します。

記

Ⅰ．公共施設全般に係る課題と対応策

1. 急激な人口減少を勘案しつつ、当該施設の行政目的や交流の場としての機能及び公共施設の効率的な運用の観点から、その必要性を検討することが求められる。特に、財政危機への対応の観点から、普通財産については十分に精査の上、不要な場合は早急に売却・貸付を図る。
2. 施設の効果的な運用と長寿命化を図るため、現行の個別施設計画を早急に

見直すとともに、定期的に評価・改善を行い、将来に渡って最適な管理運営が実現できるよう努める。

3. 公共施設の老朽化に対応するため公共施設等整備基金の充実に努めるとともに、当面の行政課題の一つである庁舎建替え等については、別途、基金を造成する。また、基金の造成に当たっては、目標額・期限を明確に示すとともに、計画的に積み立てる必要がある。
4. 公共施設の役割や管理方法、区分経理の可否などを十分に吟味の上、町の直営、業務委託、指定管理者制度等の中から最も適切な方策を検討する。
特に、指定管理者制度の採択に当たっては、当該施設の理念・役割（コンセプト）を明確化した上、維持管理のために真に必要な経費を指定管理料として積算するとともに、独自事業との区分経理を厳格に行う必要がある。また、第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価（注）を導入することが求められる。
（注）本答申において、「モニタリング・評価」とは、指定管理業務の実施状況について定期的に点検・評価（自己点検・評価などを含む。）を行い、そられに基づき指導・監督することを指す。
5. 町による民間用地等の借入に当たっては、法の執行者として農地法を初めとした法律を慎重に運用の上、当該借地の必要性を十分に吟味し、不要な場合には早急に返還する必要がある。
6. クラフトパーク、ハーブセンターなどの文化・観光の拠点となる施設については、町の賑わいを取り戻すとともに「花とハーブの里」と「ワインのまち」としてふさわしい施設とするため、公共施設全般について移転も含めて抜本的に見直し、池田町の魅力を高める必要がある。

II. 個別施設に係る課題と対応策

1. 保育園

【問題点】

- ① 会染保育園の改修・改築については、(a)大規模な増築（4億円程度）が必要な池田保育園との統廃合案、(b)現地建替え案（7億円程度）の2択しか示されていない。
- ② 一方、少子化が急速に進展している中、種々の少子化対策は講じられているものの、その効果については不透明感がぬぐえず、顕著な改善が見られないケースでは、7～8年後には保育園児数は現在の6割程度まで落ち込む可能性も十分にある。その場合、例えば、大規模な増築を行わなくても池田保育園との統合も可能になる。
- ③ 財政状況の厳しさが増すとともに少子化が進展する中、保育園の持つ地

域での教育的機能やコミュニティの中心としての役割をどう守るかについて、行政・議会・町民の合意が形成されていない。

【対応策】

- ① 池田町における保育園児数の動向を見極めつつ、保育園の統合も視野に入れて、10年後を目途に改めて会染保育園の再編について検討を行う。
- ② それまでの間、会染保育園の建物については園児の安全な保育環境のために必要となる最低限の改修に留める。保育園・小学校は、子育てに関わる中核施設であるだけでなく、地域の連携を図る役割を担っていることを念頭に置きつつ、子育て支援の強化など有効な少子化対策を講じる。

2. 小学校

【問題点】

- ① 児童数についても、保育園児数の推計と同様、種々の少子化対策により顕著な改善が見られない場合、大幅に減少する可能性があり、1つの小学校だけで全児童数を収容することが可能になることも考えられる。
- ② 一方、会染小学校に関しては、町の財政シミュレーションでは、老朽化に伴い、令和7年度には大規模改修（約3億円程度）を行う計画が立てられている。
- ③ 保育園と同様、子どもたちの教育をどのようにすべきか、地域での小学校の果たす役割がどのようなものなのか、財政状況の悪化のもとで今後どうあるべきかの議論が十分行われていない。

【対応策】

- ① 保育園に関する検討の基本的な方向と同様、池田町における児童数の動向を見極めつつ、池田小学校・会染小学校の統合も視野に入れて、10年後を目途に改めて池田町における小学校の再編について検討する。
- ② その間、安心・安全の観点を踏まえつつ、会染小学校の改修を行い、その延命化を図る。また、地域での教育の拠点として果たすべき役割を明確化した上で、その充実を図る必要がある。

3. まちなかの賑わい拠点施設

【問題点】

- ① 当該施設の狭さと相俟って、まちなかの賑わいを創出するための拠点としての位置付けが曖昧となっている上、イベント業務の委託を受けている「まちなかの賑わい創出業務」についても、その費用対効果が不透明である。
- ② 当該施設の維持管理業務と独自事業である飲食物の販売等の業務が混在しており、これらの業務の区分経理も厳格に行われておらず、経費の流用が

行われているおそれがある。

- ③ 特に、指定管理料については、その積算根拠が不明朗であり、実際の運用に当たっては十分な精査が行われておらず、維持管理業務経費として過大に支払われているおそれが拭い切れない。
- ④ 指定管理者の選定に当たっては、公募が基本であるにもかかわらず、これまで公募が行われていない。
- ⑤ 指定管理者に対する年度毎の業績評価が行われておらず、改善策も示されていない。

【対応策】

- ① 施設管理に真に必要な経費として積算した指定管理料を上限とした上で、公募により指定管理者を決めるとともに、独自業務の区分経理を厳格に行う。その活動業績については、**事前に通知したモニタリング項目に基づき**、第三者を含めた客観的かつ厳格にモニタリング・評価を実施する。
なお、指定管理料の積算に当たっては、現行の「年度末時点での実績精算」を前提とした過大計上は厳に慎む。
- ② まちなかの賑わいを創出するための拠点としての位置付けを明確にすべく、その役割（コンセプト）を検討する。また、イベント業務委託（まちなかの賑わい創出業務）については、一旦、廃止し、まちなかの賑わい創出業務のあり方について費用対効果も含めて検討する。

4. ハーブセンター（西側地区）

【問題点】

- ① 当該施設がハーブセンターとしての機能から物産品販売・開発という機能に変遷した経緯を踏まえて、その位置付けや役割が曖昧となっている。
- ② 活性化施設1号・2号（シャノワール・野のかおり）はてる坊市場との関連性に乏しい上、最近では休業も多い。
- ③ 東側地区との連携がなく、「花とハーブの里」の拠点としての一体感が無い。
- ④ 指定管理者の毎年度の活動業績に対して事後評価が十分に行われていない。
- ⑤ 東西のトイレ管理については、その管理実態も、契約形態も一貫性がない。

【対応策】

- ① 現在、担っている「物産品販売・開発という機能」に加えて、「観光拠点としての機能」も充実すべく、観光協会との連携を図り、てる坊市場と活性化施設1号・2号（シャノワール・野のかおり）の一体感を高める。そのため、活性化施設1号・2号については、別途の指定管理者を公募することも

一案である。併せて、東側地区との連携を深める方策を検討する。

- ② 現行の指定管理制度を維持する。その際、その活動業績については第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価を実施する。
- ③ 東西のトイレ管理については、管理実態・契約形態を含めて抜本的に見直し、一体的に管理する必要がある。

5. ハーブガーデン（東側地区）

【問題点】

- ① 町による業務委託（ガラス温室や自然農法試験ほ場等）と使用許可による収益業務（乾燥作業所やハーブ温室の店舗部分、ほ場の一部）が混在しており、これらの業務の区分経理も厳格に行われていない。
- ② 業務委託に当たっての維持管理費の積算根拠が不明朗であり、妥当性に欠けるおそれがある。
- ③ 「花とハーブの里」の拠点としての位置付けや計画が不明確であり、どのような場所にしたいかが不明瞭。また、西側地区と東側地区の一体感がなく、場当たりの施設運営となっている。
- ④ 町による農地の借入・貸出（使用許可）に当たって、農地法による許可を得ずに行うなど、農地法に抵触する恐れがあることから、ほ場等については早急に問題点の解消を図る必要がある。

【対応策】

- ① 委託業務内容（町の直営による業務委託）を大幅に見直した上で、指定管理者制度を導入する。また、早急に東西両地区を一体とした将来構想を検討する。
- ② 指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理料として施設管理に真に必要な経費を積算した上で公募するとともに、独自事業との区分経理を厳格に行う。
併せて、その活動業績については第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価を実施する。
- ③ 業務内容の見直しに当たって、当面は、早急に業務の必要性を精査の上、不要な農地を返還するとともに、引き続き借り入れる農地については、実勢価格を勘案して早急に借入料の一段の引下げ交渉を開始する。
- ④ 特に耕作を行っている土地に関しては、農地法に抵触するおそれがあることから、早急に町による借入を解消し、必要があれば、農業委員会の許可のもと、耕作者が直接に借り入れる方法に改める。

6. 創造館

【問題点】

- ① 当該施設は都市公園法のもとの体験学習施設として建設されたものの、平成 20 年の芸術文化による地域振興検討委員会答申における指摘事項(注)が何ら解決されず、放置されたままとなっている。

(注)「十分な指導者を置かず、貸館が主となっている」、「創造館運営委員会が機能していないので、新たな展開が難しい」、「スタインウェイのピアノの活用がまだ十分とはいえない」、「貸館業務が主体となっていて、本来の施設を使っの常設教室の運営ができない」など

- ② 現行は正規職員 1 名（及び委託職員 1 名（夜間・休日））の人員配置となっているため、貸し館主体の運営に限定されているにもかかわらず、人件費が高くなっている。
- ③ 広報活動（PR）の不足などのため、創造館の利用者数が極めて限定的になっており、その活性化が求められている。

【対応策】

- ① 町の財政状況を勘案して、当面は、町内外への PR に努めるとともに、貸し館主体の運営を継続することとし、必要最低限の人員配置として、例えば正規職員ではなく、臨時職員に変更する。
- ② 将来的には、平成 20 年の芸術文化による地域振興検討委員会答申なども参考にしつつ、住民の文化的活動の拠点として一層の有効活用を図る。

7. 庁舎等

【問題点】

- ① 庁舎については老朽化が進み、外壁の亀裂や雨漏りなどの問題が生じており、近い将来、建て替える必要がある。
- ② 厳しい財政状況の中、庁舎・職員駐車場は、個人等から借り入れた土地にあり、相応の借地料を支払っているにもかかわらず、職員駐車場に関しては無料で駐車できることとしている。

【対応策】

- ① 老朽化や借地の解消などの観点から、早急に庁舎の建替計画に関する検討を開始し、特定目的基金を新たに造成して、目標額・期限を明示した上で、計画的に積立てを行う。
- ② 借地である職員駐車場については、その契約更新までの期間（令和 8 年までの期間）は使用料として職員から応分の負担を求める。

契約更新時には当該借地を返還するとともに、健康増進や環境対策の観点から、近隣に居住している職員については基本的に徒歩等での通勤とする方針を示した上で、車通勤の職員に関しては近隣の町駐車場を利用するなどの対応策を検討する。

8. 社会教育系施設（旧教育会館、浅原六朗文学記念館、岡麓終焉の家）、産業系施設（金の鈴会館等）、保健・福祉施設（総合福祉センターやすらぎの郷）

【問題点】

- ① 旧教育会館については、書庫としての役割に限定されており、十分に活用されているとは言い難い状況にある
- ② 浅原六朗文学記念館については、併設されていた公民館が閉館したため、立地的な観点からも十分に利活用されていない。
- ③ 岡麓終焉の家は放置されたままとなっており、その文化的価値が忘れ去られている。
- ④ 金の鈴会館については、新耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでおり、公的施設としての用途には適さなくなっている。

【対応策】

- ① 公共施設の役割を明確化した上で、不要な公共施設については早急に普通財産とし、売却・貸付を検討する必要がある。
- ② 旧教育会館については書庫以外の用途の可能性も検討し、その活用を図る。
- ③ 浅原六朗文学記念館については十分に広報（PR）を行うとともに、その移転を含めて利活用策を検討する必要がある。
- ④ 岡麓終焉の家については整備を行った上で、歌碑とともに見学できるようにするなど文化財としての用途を模索する。

9. その他の施設・土地（普通財産、交流センターかえで東側スペース等）

【問題点】

- ① 旧池田北保育園、旧広津小学校、旧広津林間学校など使用計画のない普通財産（遊休財産）が散見される。
- ② 交流センターかえで東側スペースについては、社会資本総合整備事業に伴って商業エリアとして町が購入したものの、何らの活用策も示されず、放置されたままとなっている。
- ③ 町による購入予定のある会染西部地区ほ場整備創設非農用地に係る活用策については、多額の費用を伴う計画を示しながら、いまだ町内の合意が得られていない状況にある。

【対応策】

- ① 遊休財産については、その有効活用策について精査し、それでも未活用な財産については早急に売却・貸付を行う必要がある。

例えば、少子化対策や町中の空洞化対策のため、移住・定住を図る観点か

ら若者向け住宅を造成するなど遊休施設の有効活用を図ることも一案である。

- ② 交流センターかえで東側スペースについては、まちなか賑わいを取り戻すため、早急に活用方策を検討する必要がある。
- ③ 会染西部地区ほ場整備創設非農用地については、将来に渡って持続可能な活用という観点から、町づくりに資する有効なプランを策定し、議会・町民の合意を得る必要がある。

10. 公共施設の使用料

【問題点】

- ① 財政状況の逼迫に対応して令和2年度に公共施設の使用料等の一部を引き上げている。
- ② 他の市町村と比べて、使用料金の減免措置が限定的である。
- ③ 入場料を徴収する興行であっても、町の定める使用料が一律に適用されることとなっている。

【対応策】

- ① 当面、現行の使用料を維持する。
- ② 財政状況の逼迫に対応して令和2年度に改訂された総合福祉センター(やすらぎの郷)の入浴料等については、財政状況を見極めつつ、将来的には元に戻すことも含めて検討する。

併せて、他の市町村の例を参考にして減免措置を見直す。

(注) 松川村や大町市では、社会教育の促進と町民相互の交流の活性化などの観点から、社会教育団体や生涯学習系団体の場合、社会教育施設の使用料が100%の割合で減免されており、冷暖房使用料等の負担に限定されている。

- ③ 一部の施設(創造館・交流センター・総合体育館等)については、入場料を徴収する興行に対して、使用料に関する特例規程(例えば、収益の一定割合を上乗せするなど)を盛り込むことについて検討する。

(以上)